

## <資料2>

### 令和8年度 伴走型マッチング支援業務委託仕様書

#### 1 業務名

伴走型マッチング支援業務

#### 2 目的

各部局が抱える課題の解決と県内情報関連産業の競争力を強化するため、民間企業が保有するソリューションと県庁の課題のマッチングを実施するプラットフォームの運用及び、DX展示会の開催等を通じた県内ICT企業による行政ニーズの取り込みや商品開発に向けた連携機会の創出を図る。

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

#### 4 委託料

7,744,000円以内とする。(消費税額及び地方消費税額を含む。)

#### 5 委託業務の内容

県庁の各部局の相談側(以下「相談側」という。)と、課題の解決策を提案するICT企業等(以下「提案側」という。)とのマッチングを受託者が主体的に行うマッチングプラットフォームを運用するとともに、県が主催する、県内ICT企業による行政ニーズの取り込みや自治体間における先進事例の共有・横展開を図るためのDX展示会の開催を支援する。

これらの具体的な業務内容は、次のとおりとする。

##### (1) 業務内容

###### ア 伴走型による課題整理・情報収集の支援

各部局におけるソリューションの実装に向けた適切な情報収集・検討を支援するため、課題整理や解決策の検討からソリューションの調査・比較等の調達まで、伴走的な支援(以下「伴走型支援」という。)を行うため、次の作業を行うこと。

対象とする案件は、課題に対して解決策のアプローチが多岐にわたり、方向性の検討に継続的な議論を要するものを想定する。

なお、本業務の運用イメージについては、別添資料「運用イメージ(伴走型による課題整理・情報収集の支援)」に示す。

- ・支援担当者は、デジタルソリューションや業務改善の知見を有する上級のコンサルタント相当とし、業務に当たっては、原課担当者の意見を踏まえて、行政運営上の課題を整理し、デジタル技術による解決方法を提示すること。
- ・伴走型支援に当たっては、2週間に1回、1時間程度の定期的な打ち合わせを行うこと。(3か月程度)
- ・課題解決に適しているICT企業等を原則として1案件当たり3社を選定し、当該企業の提供する商品・サービスの特長や費用、他自治体の導入実績等の比較情報を記載した報告書を相談側に提出すること。
- ・選定に当たっては、県内ICT企業を可能な限り1社以上含めること。
- ・報告書には、ソリューションの比較結果や実証等を踏まえた費用対効果の分析を記載すること。

#### イ DX展示会の開催支援

県が、県内ICT企業による行政ニーズの取り込みや自治体間における先進事例の共有・横展開を行うため主催するソリューションのDX展示会の開催を支援すること。

DX展示会の開催後は、速やかに実施報告書を県に提出すること。

#### ○DX展示会の概要

開催時期	8月頃
開催場所	秋田県庁
対象者	各部局等の業務担当者、県内市町村、民間事業者 ※本事業は各部局等の業務担当者及び県内市町村を主たる対象とし、民間事業者はこれに付随する対象とする。
展示企業数	県内外のICT企業9社程度
役割分担	○開催日、開催テーマの決定、展示企業の選択 ・県と受託者で協議 ○出展依頼、展示企業との各種調整 ・受託者 ○会場確保、県側の機材の準備、県及び市町村担当者への周知 ・県
その他	・展示企業の担当者は、当日の展示においてWeb会議システムの利用による参加も可能とする。 ・展示に伴い発生する費用（運送費、人件費等）は、展示企業の負担とする。

#### (2) 業務の作業期限

各業務の作業期限は次のとおりとする。

令和8年8月末まで ※1	DX展示会の開催
令和8年12月末まで ※2	伴走型による課題整理・情報収集の支援 (5件)

※1：マッチングイベントが各団体の予算要求に資するよう、可能な限り8月末までに実施すること。なお、開催日については、県と協議の上、決めること。

※2：伴走型による課題整理・情報収集の支援については、案件によって、翌年度予算要求に資するよう作業期限を10月末に前倒しする可能性がある。

#### 6 業務実績報告書

本業務の業務実績報告書（紙媒体1部と電子媒体（CD-R等））を令和9年3月15日までに県に納品すること。

#### 7 秘密の保持

本業務の実施に際して知り得た情報については、目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りでない。

#### 8 再委託

受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

#### 9 その他

- (1) 業務の進捗状況等については、県との打合せを毎月行うこと。なお、県との打合せは原則としてWeb会議で実施するが、四半期に1回、県庁において対面で行うものとする。
- (2) 受託者に業務を継続させることが困難と県が判断した場合は、協議の上、契約を解除することがある。
- (3) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。